

あなたの プライバシーについて

病院や保健所ではプライバシーや
秘密はきちんと守られますか？

医療機関の医師や看護師などが患者のプライバシーを守ることは当然のことですし、「個人情報の保護に関する法律」に個人情報の取扱いが厳しく規定されています。また、保健所や市役所の職員には公務員としての守秘義務があります。医療機関や保健所、市役所はあなたが療養の相談や社会制度を利用するための社会資源です。うまく利用することが療養の助けとなるでしょう。

もし相談をする場所が個室でないなど、プライバシーに関する心配を感じた場合は担当者にそのことを伝えましょう。事前に電話などで確認しておくより確実です。

法律では、名前や住所が
役所に報告されるのですか？

名前や住所が報告されることはありません。

いわゆる「感染症法^{*1}」では、日本全体の発生数の状況をつかむために医師が保健所をとおして国に届け出ることになっています。届出の内容は、年齢、性別、居住している都道府県、推定感染原因などで、氏名や住所などの個人が識別できる情報はありません。

^{*1} 正式には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

健康保険を使うと職場に感染が分かっていますか？

健康保険事務によりあなたの職場に自動的に病名が伝わることはありません。「個人情報の保護に関する法律」やそれに基づいた「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が出されています。それらにより、健康保険組合が個人データを本人の同意なしに第三者に提供することを禁じています。

健康保険を使わずに治療を続けることは、経済面で大きな負担となります。医療費助成の制度は健康保険の利用を前提としています。制度を上手に利用する上でも健康保険の使用を検討するとよいでしょう。

職場の健康診断はどうしたらよいですか？

労働安全法で規定されている健康診断には、HIVの検査項目は入っていません。健診の項目を確認してみましょう。HIV検査が入っていなければ健診結果で職場に伝わることはありません。ただし、服薬の影響で生活習慣病の指標データが再検査となる場合があるかもしれません。再検査となったデータについては、医療機関で定期的に検査を受けていると説明するとよいでしょう。

職場での献血を断れませんでした。どうしたらよいですか？

やむを得ない事情で断りきれずに献血に応じてしまったときには「コール・バック」という方法を使いましょう。

「コール・バック」とは、献血後に「私の血液を輸血に使わないでください」と電話で申し出る方法です。献血後3時間以内に電話して献血のときに渡された番号と生年月日だけを言えば、あなたの名前や住所をいう必要はありません。当然あなたのプライバシーは守られます。

